

2 スケーリング・ルートプレーニング（1 歯につき） <table> <tr> <td>イ 前歯</td> <td>58 点</td> </tr> <tr> <td>ロ 小臼歯</td> <td>62 点</td> </tr> <tr> <td>ハ 大臼歯</td> <td>68 点</td> </tr> </table> 3 歯周ポケット搔爬（盲嚢搔爬）（1 歯につき） <table> <tr> <td>イ 前歯</td> <td>58 点</td> </tr> <tr> <td>ロ 小臼歯</td> <td>62 点</td> </tr> <tr> <td>ハ 大臼歯</td> <td>68 点</td> </tr> </table> 注 同一部位に 2 回以上歯周基本治療を行った場合の 2 回目以降の費用は、所定点数（1 は、注加算を含む。）の 100 分の 30 に相当する点数により算定する。 【歯周病安定期治療】 （1 口腔につき） 1 歯周病安定期治療開始日から起算して 1 年以内に行った場合 150 点	イ 前歯	58 点	ロ 小臼歯	62 点	ハ 大臼歯	68 点	イ 前歯	58 点	ロ 小臼歯	62 点	ハ 大臼歯	68 点	2 スケーリング・ルートプレーニング（1 歯につき） <table> <tr> <td>イ 前歯</td> <td>58 点</td> </tr> <tr> <td>ロ 小臼歯</td> <td>62 点</td> </tr> <tr> <td>ハ 大臼歯</td> <td>68 点</td> </tr> </table> 3 歯周ポケット搔爬（盲嚢搔爬）（1 歯につき） <table> <tr> <td>イ 前歯</td> <td>58 点</td> </tr> <tr> <td>ロ 小臼歯</td> <td>62 点</td> </tr> <tr> <td>ハ 大臼歯</td> <td>68 点</td> </tr> </table> 注 同一部位に 2 回以上歯周基本治療を行った場合の 2 回目以降の費用は、所定点数（1 は注加算を含む。）の <u>100 分の 50</u> に相当する点数により算定する。 ㊦ 【歯周基本治療処置】 10 点 ㊦ [算定要件] <u>歯周基本治療を行った部位に対して、薬剤等により歯周疾患の処置を行った場合に、月 1 回に限り算定する。ただし、歯周疾患処置を算定した月には算定できない。また、薬剤等に係る費用は、所定点数に含まれる。</u> 【歯周病安定期治療】 （1 口腔につき） 300 点 ㊦	イ 前歯	58 点	ロ 小臼歯	62 点	ハ 大臼歯	68 点	イ 前歯	58 点	ロ 小臼歯	62 点	ハ 大臼歯	68 点
イ 前歯	58 点																								
ロ 小臼歯	62 点																								
ハ 大臼歯	68 点																								
イ 前歯	58 点																								
ロ 小臼歯	62 点																								
ハ 大臼歯	68 点																								
イ 前歯	58 点																								
ロ 小臼歯	62 点																								
ハ 大臼歯	68 点																								
イ 前歯	58 点																								
ロ 小臼歯	62 点																								
ハ 大臼歯	68 点																								